

マイナ保険証・資格確認書に関するQ&A

【マイナ保険証】

質 問		解 答
Q1	マイナ保険証はどのようなものですか	マイナナンバーカードに健康保険証利用登録をしたものです 令和7年12月2日以降は、原則マイナ保険証で医療機関を受診することになります。
Q2	マイナ保険証を持っていないが令和7年12月2日以降医療機関にかかるときはどうすればよいですか	令和7年12月2日以降は、マイナ保険証をお持ちでない方について、令和7年11月14日（金）15時以降に資格確認書WEBにて交付致します。当健保HP新着情報をご確認ください。
Q3	マイナ保険証の情報はどのように更新されますか	被保険者様より送付いただいた届を当組合のシステムに情報登録し、その後当組合システムからマイナナンバーを管理しているサーバーに情報連携がされます。そこで正常に情報が連携されるとマイナ保険証の情報が更新されます。
Q4	入社する前からマイナ保険証を利用していました、当組合へ入社後利用が出来ません。またマイナポータル「資格情報」が前職のままです。何か手続きが必要なのですか	Q3にある通り、当組合でマイナナンバーの情報が連携されてから、マイナ保険証が利用できるようになります。事業所から健保へのマイナナンバーのお届けが月1回という場合があります、当組合へマイナナンバーのお届けが完了していない時は「資格情報」が更新されません。当組合へのマイナナンバーの届出状況について、所属事業所へお問合せください。
Q5	マイナナンバーカードは持たなければならないのですか	義務ではありませんが、特別なご事情がない限り、お持ちいただくことを推奨いたします。
Q6	マイナ保険証の作成方法を教えてください	①お住まいの市区町村にてマイナナンバーカードを作成してください ②マイナナンバーカードに保険証の利用登録をご自身でおこなってください <u>利用登録の方法は当健保HP【保険証の廃止について】をご確認ください。</u>
Q7	マイナ保険証を持っていますが医療機関のカードリーダーがない場合、壊れている場合はどうしたよいですか	マイナ保険証とあわせて「マイナポータル」又は「MHW」（マイヘルスウェブ）より資格情報のお知らせを提示すれば保険診療を受診することが可能です。
Q8	医療機関でオンライン資格確認の際に「住所が異なっている・確認できない」と言われました。何故ですか	健康保険組合に届け出られている住所が、現在の住民票の住所と異なっていることが原因と考えられます。 ご自身が所属している事業主様の健康保険担当を経由して「住所変更届」を提出してください。
Q9	子供が受診する場合、マイナ保険証を使用する際はどうしたらよいですか	本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合は、保護者等代理人が子供のマイナナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号（数字4桁）を入力することで、本人確認をすることができます。
Q10	病院でマイナ保険証を使用する際医療機関の方にマイナナンバーを確認されることはありますか	医療機関では受診者本人がカードリーダーにマイナナンバーカードをかざすため、医療機関の窓口でマイナナンバーカードを預けることなく、医療機関の職員がマイナナンバーを扱うこともありません。

質 問		解 答
Q11	マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫ですか	持ち歩いて大丈夫です。
Q12	マイナンバーカードを失くしてしまった時はどうしたらよいですか	紛失・盗難の場合は、24時間365日体制でカードの一時的利用停止が可能なマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）へご連絡ください。 マイナンバーを変更された場合は、事業主様へのマイナンバーの提供が必要となります。
Q13	マイナンバーを利用する際の暗証番号を忘れてしまいました	暗証番号は、マイナンバーカード取得時にご自身で設定されておりますので、健康保険組合では管理しておりません。 お住まいの市区町村にご相談ください。
	「MY HEALTH WEB」ヘルプデスク	03-5213-4467 (9:00～17:00土日祝日除く)

【資格確認書】

質 問		解 答
Q1	資格確認書とはどのようなものですか	被保険者証の新規交付終了後、マイナ保険証の利用ができない方に対し、例外的に交付される資格者証です。
Q2	資格確認書を交付する目的は何ですか	被保険者証廃止後にマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、医療機関等に提示することで保険診療を受けられるようにすることです
Q3	資格確認書は具体的にどのような人に対して交付されるのですか	資格確認書は「マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に交付する」となっており、交付の対象となる方は以下の通りです。 ・マイナンバーカードを取得していない方 ・マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証の利用登録を行っていない方 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方 ・マイナンバーカードを返納された方 ・マイナ保険証の利用登録解除申請をした方 ・マイナンバーが当組合に提出できていない方
Q4	資格確認書の有効期限はいつまでですか	令和7年10月1日以降に資格確認書が交付された方等は「令和8年12月1日」まで それ以前に交付された方は、令和7年12月1日まで
Q5	資格確認書がWEB交付となっていますがどこで確認できますか	スマートフォンブラウザ・スマートフォンMHWアプリからご確認いただけますが、初回登録が必要となります。
Q6	資格確認書の有効期限がきたらどうなるのですか	資格確認書の有効期限が到来する場合は、直近のマイナ保険証の利用登録状況を確認のうえ職権交付（WEB）予定です。
Q7	マイナンバーカードを持つつもりがないのですが、今後も資格確認書は交付されますか	資格確認書の廃止予定はありませんので、職権交付対象者となれば交付されます。
Q8	資格確認書は全員に交付されるものですか	「Q3」にあります資格確認書交付対象者に該当する方のみです。
Q9	WEB交付と聞いていますが、紙での資格確認書は交付されませんか	原則WEBでの交付となります。例外としてWEBでの交付に配慮が必要な方（障害のある方、介助等が必要な方）につきましては、申請いただくことで紙での交付を予定しております。
Q10	いつからWEB（MHW）で利用ができますか	令和7年11月14日（金）15時以降を予定しております。

質 問		解 答
Q11	資格確認書はMHWから印刷して携帯するのですか	スマートフォンブラウザ・スマートフォンMHWアプリのみに表示されるもので、印刷はできません。（スクリーンショットも不可）
Q12	資格確認書をWEBで交付するメリットはなんですか	WEBにすることで、紛失や毀損のリスクがなくなります。またスマートフォンがあればどこからでもアクセス可能となります。事業主経由で送付していた時間が短縮できるため最短で5日でWEBでの確認ができます。
Q13	資格確認書（紙）を紛失した場合再交付できますか	申請いただくことで再交付は可能です。（再発行手数料1,000円お振込みが必要となります。）
Q14	有効期限内の資格確認書（紙）を持っているが退職をしました。返却は必要ですか	必要です。 所属する事業所の健康保険担当を経由して返却ください。
Q15	有効期限が切れた資格確認書（紙）は返却が必要ですか	不要となります。各自で処分してください。
Q16	資格確認書の交付を受けた後に、マイナ保険証を取得した場合、資格確認書の返却は必要ですか	マイナ保険証の利用登録が完了しましたら、返却ください。
Q17	退職が決まっていますが、資格確認書（紙）を紛失してしまいました。どのような手続きが必要ですか	「資格確認書滅失届」の提出が必要となります。 事業主様において、被保険者と連絡不能となった場合は「資格確認書回収不能届」の提出が必要となります。
Q18	資格確認書を保有していますが、70歳になったらどうなりますか	マイナ保険証に切り替えができていれば、今後はマイナ保険証で受診していただくことになります。 マイナ保険証に切り替えができていない場合、70歳到達月の翌月（お誕生日が1日の人は前月）に負担割合が表示された資格確認書を交付いたします。
Q19	マイナナンバーを記載しない取得届や被扶養者異動届を提出した場合資格確認書は交付されますか	届出の受付は可能です。 資格確認書交付対象者に該当されることが確認できれば職権にて交付されます。
Q20	WEBで表示された資格確認書をスクリーンショットで画像保存しておいてもよいですか	WEB表示の資格確認書は、スクリーンショットなどの静止画で利用することはできません。
Q21	学校行事や部活動の合宿・遠征時に今までは保険証のコピーを持参させるように言われていましたが、今後はどうしたらよいですか	【マイナ保険証をお持ちの方】 資格情報のお知らせ、またはその写し 【資格確認書をお持ちの方】 紙の方・・・資格確認書の写し WEBの方・・・資格情報のお知らせ、またはその写し 上記対応をおねがいたします。
Q22	幼稚園・保育園・こども認定園等で保険証の写を預かります、と言われていましたが、今後はどうすればよいですか	【マイナ保険証をお持ちの方】 資格情報のお知らせ、またはその写し 【資格確認書をお持ちの方】 紙の方・・・資格確認書の写し WEBの方・・・資格情報のお知らせ、またはその写し 上記対応をおねがいたします。
「MY HEALTH WEB」ヘルプデスク		03-5213-4467（9:00～17:00土日祝日除く）
参考リンク先：厚生労働省		https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24976.html#Q33